

第3期
妹背牛町子ども・子育て
支援事業計画

令和7年3月
妹背牛町

目 次

第1章 計画策定の基本事項	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 関連計画との関係	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の策定体制	3
6. 子ども・子育て支援をめぐる国の動向	4
第2章 本町の現状	5
1. 総人口等の動向	5
2. アンケート調査結果の概要	9
第3章 第2期計画の実施状況	13
1. 児童数の状況	13
2. 教育・保育事業の状況	14
3. 地域子ども・子育て支援事業	15
第4章 計画の基本的な考え方	18
1. 基本理念	18
2. 計画の基本的な考え方	19
第5章 事業計画	20
1. 子ども・子育て支援制度の概要	20
2. 教育・保育提供区域の設定	22
3. 児童人口の将来推計	23
4. 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容	24
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	25
6. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	32
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	32
8. その他の推進事業	33
第6章 計画の推進	39
1. 計画の点検・評価・改善	39
2. 計画の推進体制	39
資料編	41
妹背牛町子ども・子育て会議設置要綱	41
妹背牛町子ども・子育て会議委員名簿	42
妹背牛町子ども・子育て会議事務局	42
計画策定の経過	43

第1章 計画策定の基本事項

1. 計画策定の目的

我が国の出生数をみると、第1次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（昭和46年～昭和49年）には約210万人でした。

その後減少が続き、人口動態統計による令和5年の出生数は72万7,288人で統計を開始した明治32年以来最少の数字となっています。

また、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていた合計特殊出生率は第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下、平成17年には1.26まで落ち込み、その後、平成27年には1.45まで回復したものの、令和5年には1.20と過去最低となっています。

我が国では少子化社会対策大綱に基づく少子化対策や、子ども・子育て支援法（平成27年施行）に基づく子育て支援の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

そのような中、本町においては令和2年度に「第2期妹背牛町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

「第2期計画」は令和6年度に計画が終期を迎えることとなるため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や北海道の動きを反映するとともに、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現を目指した取組を総合的、効果的に推進するため、「第3期妹背牛町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

「第3期妹背牛町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 （策定義務あり）	次世代育成支援市町村行動計画 （努力義務）
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的な対策を講じるための行動計画 ○「妹背牛町総合振興計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



一体的に策定

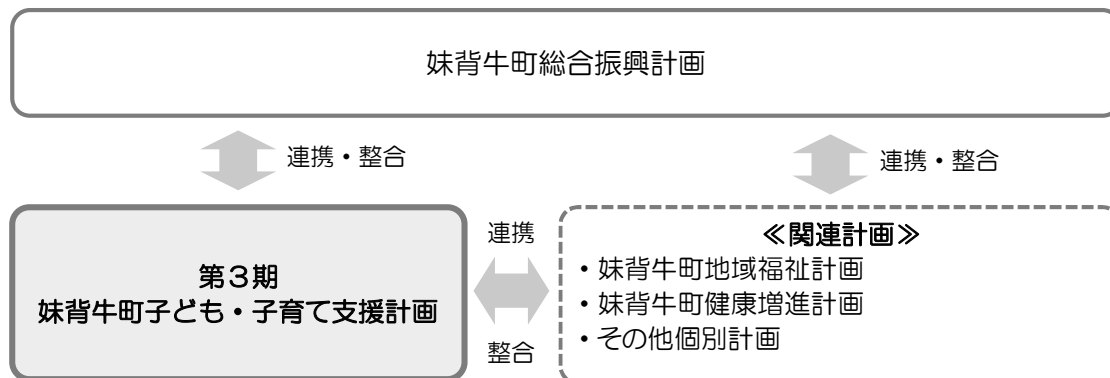


第3期妹背牛町子ども・子育て支援事業計画

3. 関連計画との関係

本計画は「第9次妹背牛町総合計画」を最上位計画とし、町の福祉関係計画等と整合を図ります。

■関連する計画との関係



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

■本計画の計画期間

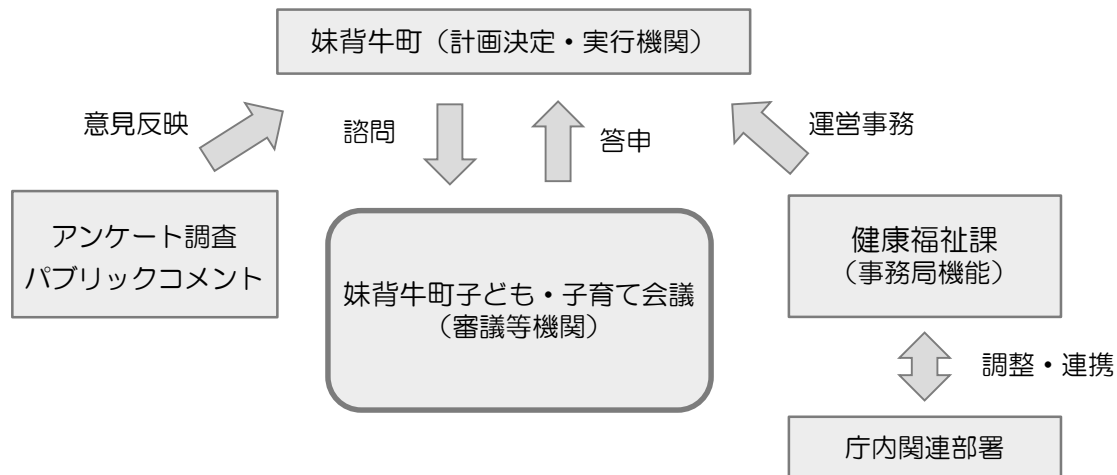
令和									
2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2期 妹背牛町子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第3期 妹背牛町子ども・子育て支援事業計画				
					必要に応じて見直し				

5. 計画の策定体制

(1) 妹背牛町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法第72条に定められている合議制の機関として「妹背牛町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行います。

■計画策定体制のイメージ



(2) アンケート調査の実施

本計画策定のための基礎資料として、子育て中の保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に、就学前児童・小学生のいる全世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査対象	令和6年1月末現在 妹背牛町に在住する就学前児童及び小学生の全保護者
調査期間	令和6年3月
調査方法	・認定こども園または小学校経由にて配布・回収 ・認定こども園に通っていない就学前児童の保護者世帯は郵送による配布・回収

■回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
就学前児童の 保護者向け	39	27	0	27	69.2
小学生の 保護者向け	65	50	0	50	76.9
合 計	104	77	0	77	74.0

6. 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間にこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることになりました。

■こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

・定義（第2条関連）

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

・地方公共団体の責務（第5条関連）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

・都道府県こども計画等（第10条関連）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

・こども等の意見の反映（第11条関連）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこどもまたはこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 本町の現状

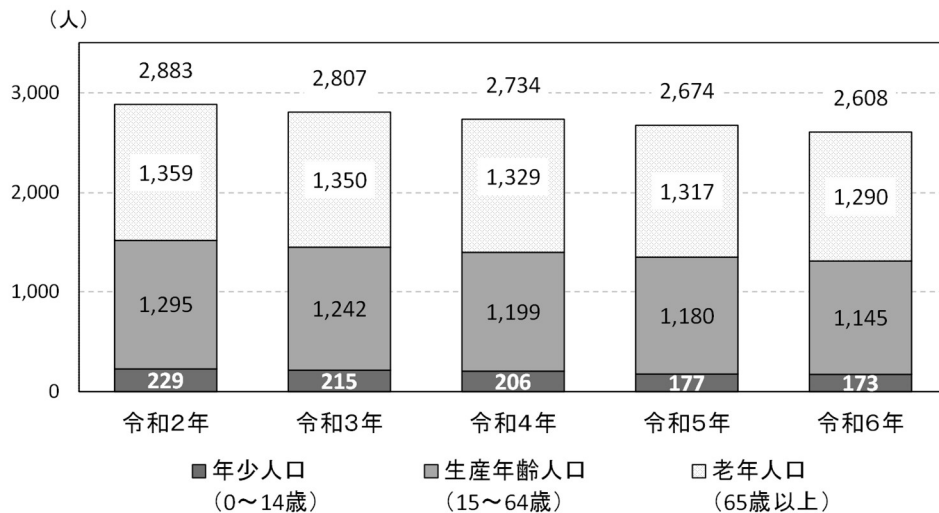
1. 総人口等の動向

(1) 総人口の推移

本町の人口は、令和2年の2,883人から減少傾向で推移しており、令和6年には2,608人となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）だけでなく老年人口（65歳以上）も減少傾向で推移しています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

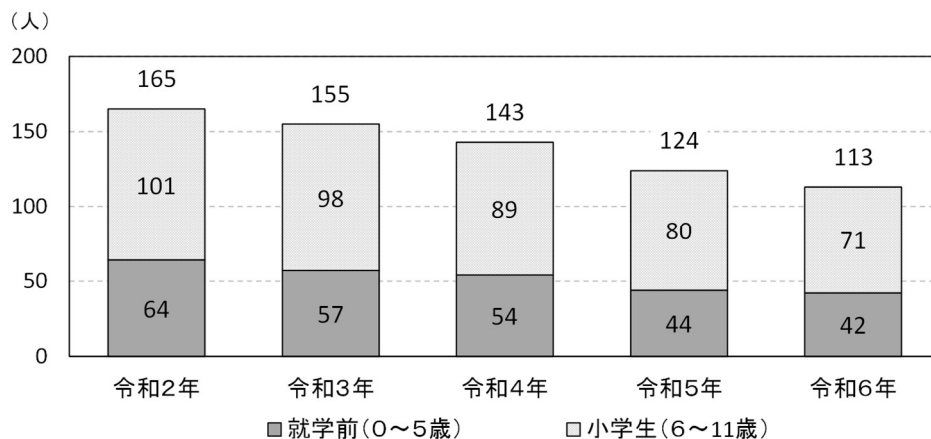


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童人口の推移

児童人口（0～11歳）は減少傾向が続いており、令和2年の165人から令和6年には113人で52人（31.5%）減少しています。

■就学前児童及び小学生児童の人口推移



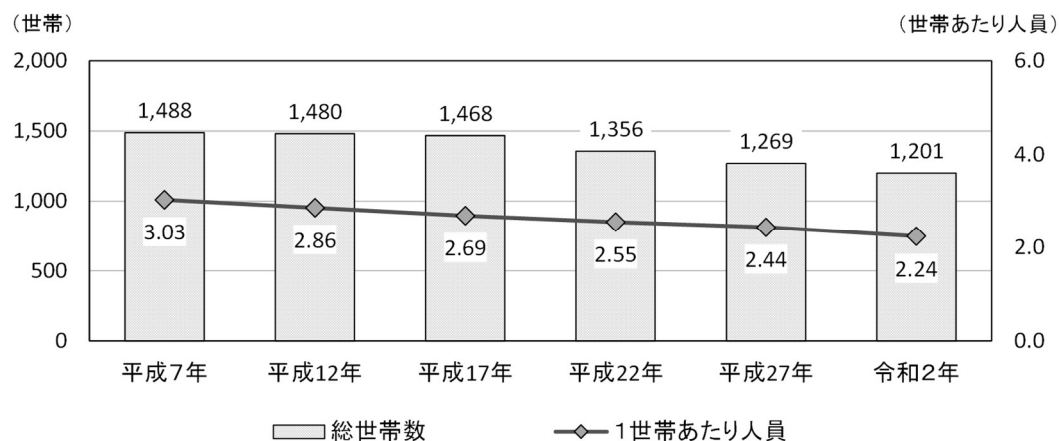
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯の推移

国勢調査による本町の世帯数は、平成7年から平成17年まではおおむね横ばいに推移していましたが、平成22年から減少傾向となり、令和2年には1,201世帯となっています。

世帯あたり人員をみると、平成7年の3.03人から令和2年には2.24人まで減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

■世帯数と世帯あたりの人員の推移



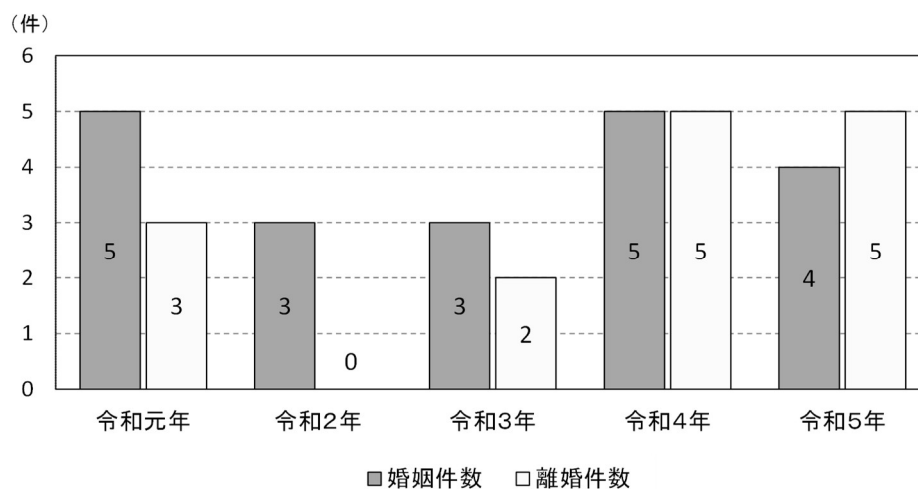
出典：国勢調査

(4) 婚姻件数と離婚件数の推移

本町の婚姻件数は令和元年から令和5年にかけて3件から5件で推移しており、平均すると4件の状況です。

一方、離婚件数をみると令和2年は0件でしたが、令和3年以降は増加傾向がみられ、令和4年及び令和5年は5件となっています。

■婚姻・離婚件数の推移

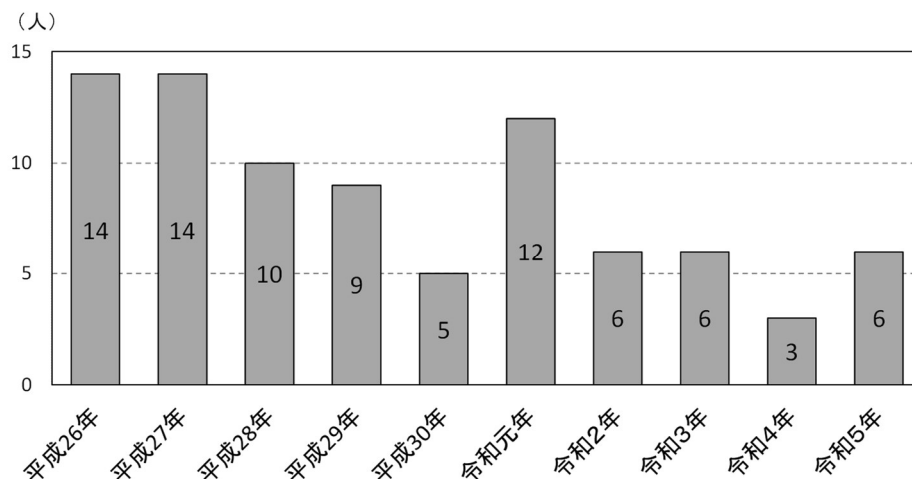


出典：妹背牛町

(5) 出生数の推移

本町の出生数は減少傾向がみられ、平成26年から平成30年までの5年間における出生数平均は10.4人、令和元年から令和5年までの出生数平均は6.6人となっています。

■出生数の推移



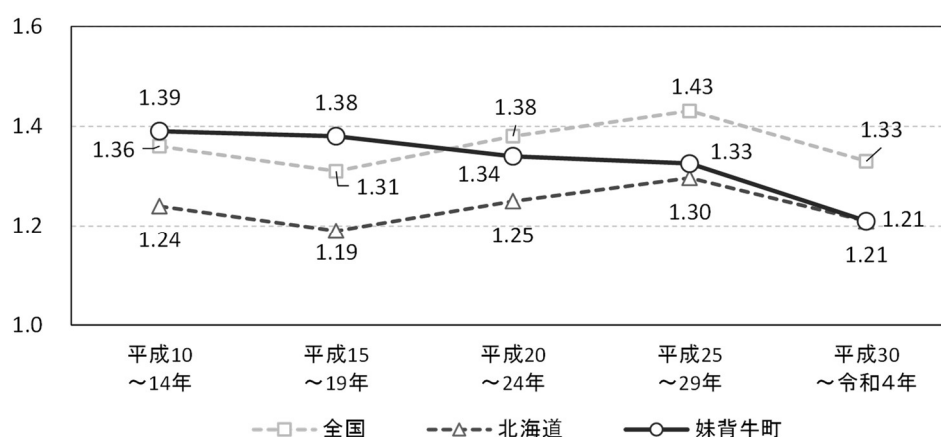
出典：妹背牛町

(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

本町の合計特殊出生率は平成10～14年の1.39から減少しており、平成30～令和4年は1.21で北海道とほぼ同等の水準になっています。

■合計特殊出生率の推移



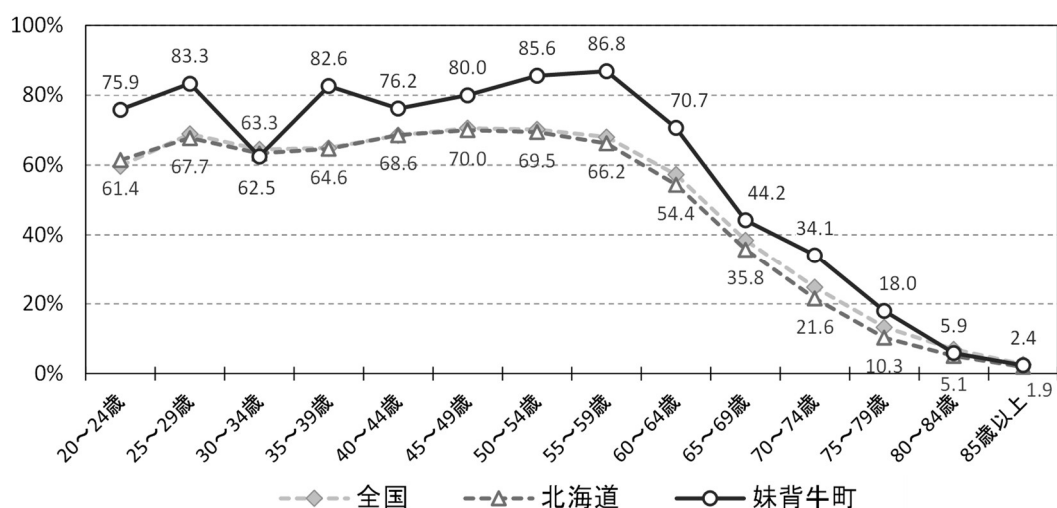
出典：人口動態統計特殊報告

(7) 女性の就労の状況

令和2年の国勢調査をもとに本町の女性の就業率をみると、本町の女性の就業率はほとんどの年齢階級で全国・北海道を上回っています。

年齢階級別でみると、本町の「25～29歳」及び「35～39歳」の就業率は80%を超えています。が、「30～34歳」の就業率は全国・北海道とほぼ同等の63.3%まで低くなっています。

■女性の年齢階級別就業率



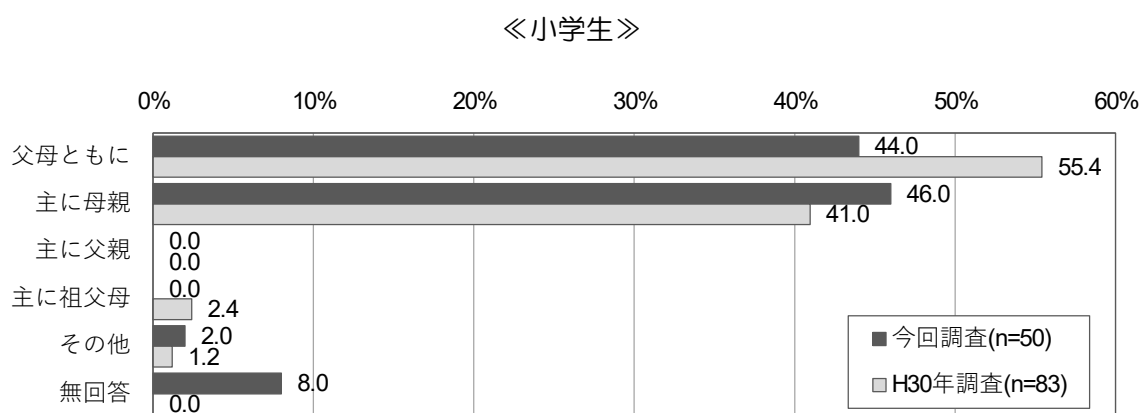
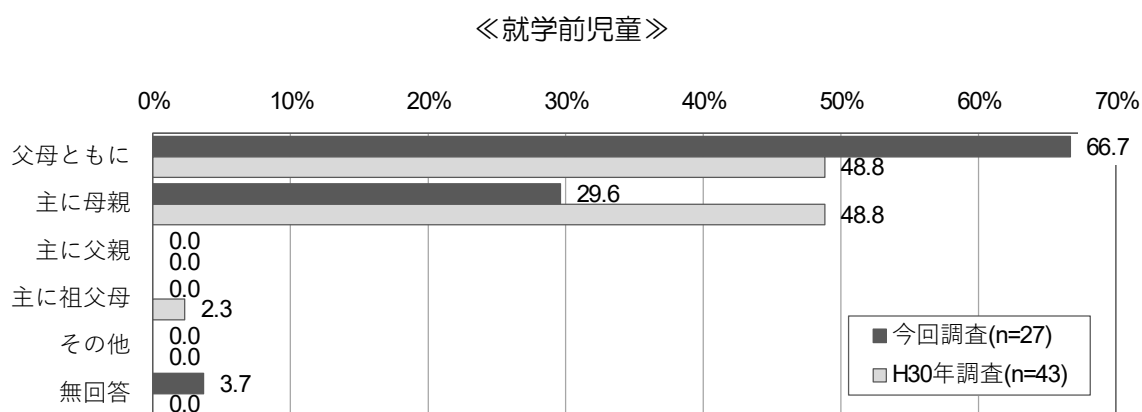
出典：国勢調査（令和2年）

2. アンケート調査結果の概要

(1) 子育てを主に行っている人

就学前児童の保護者は、「父母ともに」が66.7%で最も多く、次いで「主に母親」(29.6%)となっています。H30年調査と比べると、「父母ともに」が17.9ポイント増加しています。

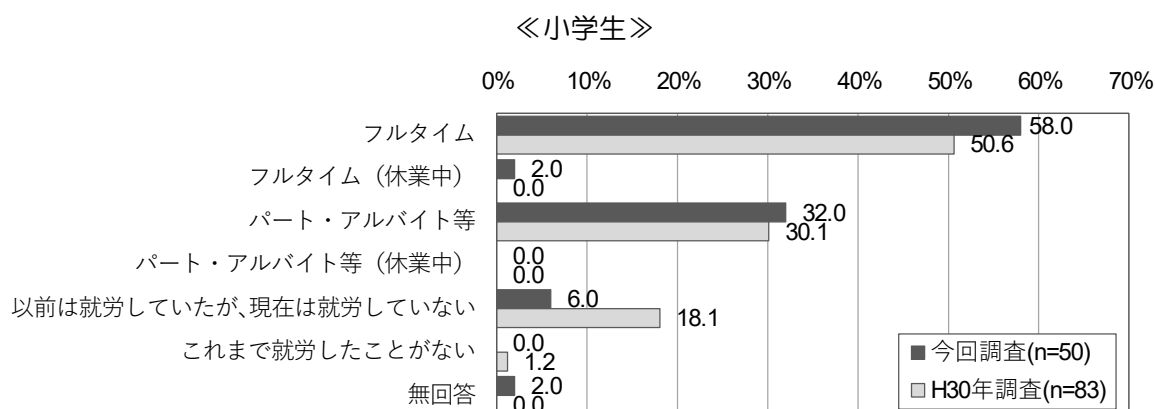
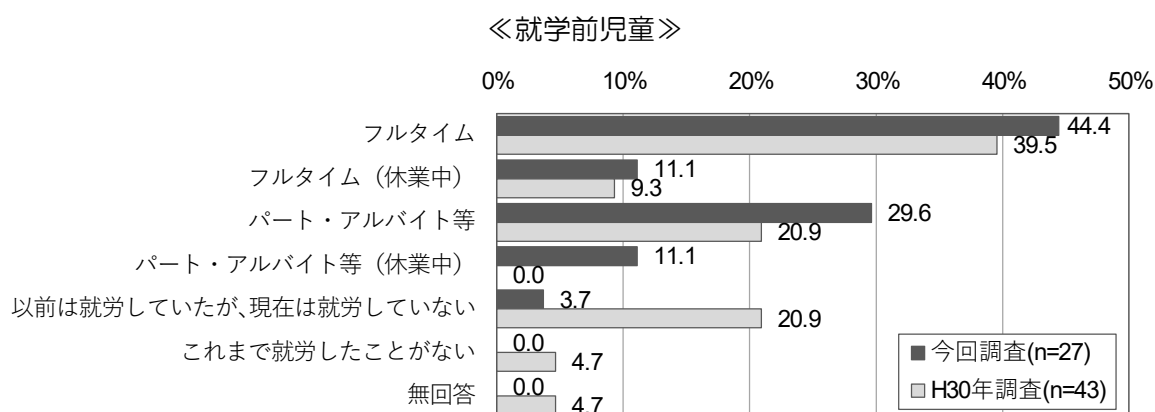
小学生の保護者は、「主に母親」(46.0%)、「父母ともに」(44.0%)がほぼ同率となっています。H30年調査と比べると、「父母ともに」が11.4ポイント減少し、「主に母親」が5.0ポイント増加しています。



(2) 母親の就労状況について

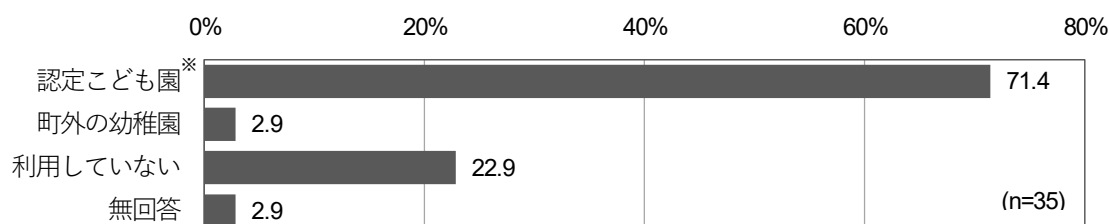
就学前児童の母親は、「フルタイム」が44.4%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(29.6%)が続いています。H30年調査と比べると、「パート・アルバイト等」が8.7ポイント、「パート・アルバイト等（休業中）」が11.1ポイント増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は17.2ポイント減少しています。

小学生の母親は、「フルタイム」が58.0%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(32.0%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(6.0%)が続いています。



(3) 現在の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

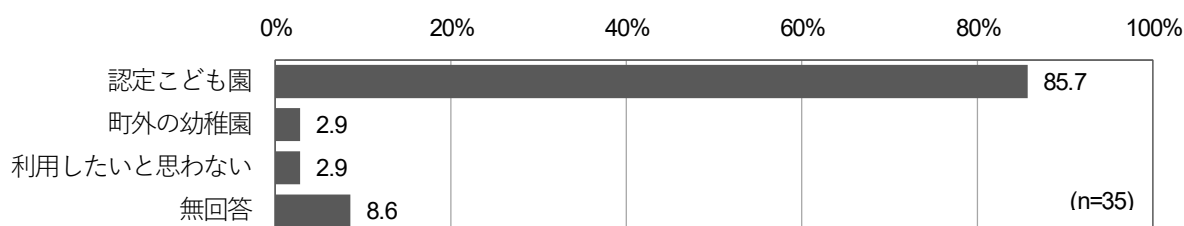
現在、定期的に利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が71.4%、「町外の幼稚園」が2.9%となっています。



※認定こども園：「認定こども園妹背牛保育所」

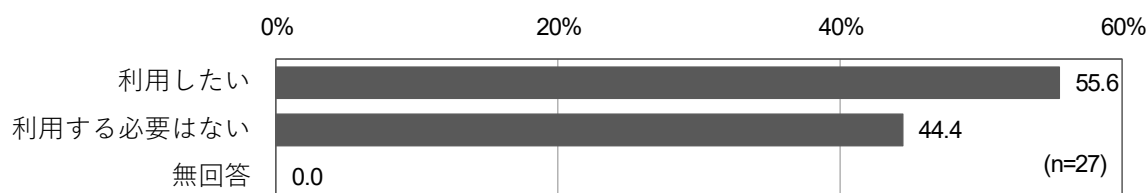
(4) 今後、定期的に利用したい教育・保育事業 (就学前児童)

今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が85.7%を占め最も多く、「町外の幼稚園」が2.9%、「利用したいと思わない」は2.9%となっています。



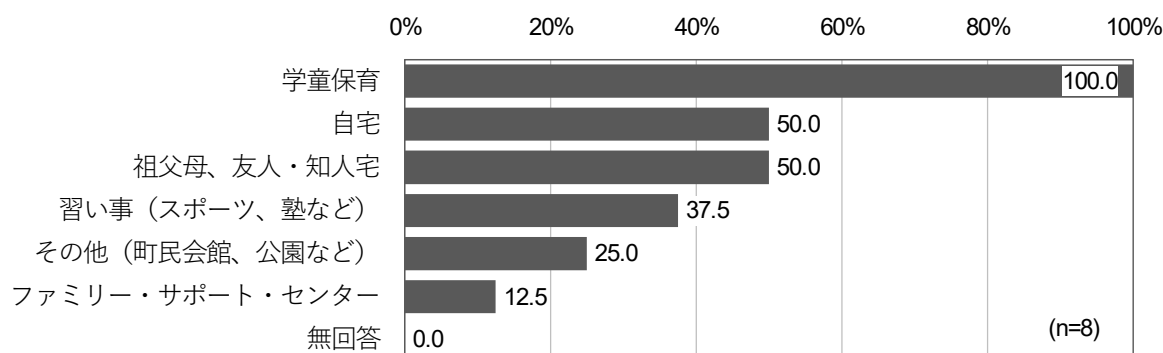
(5) 一時預かり等の利用意向 (就学前児童)

一時預かり保育を「利用したい」人は55.6%で、回答者の半数以上に一時預かりの利用意向がある状況です。



(6) 子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方 (就学前児童／複数回答)

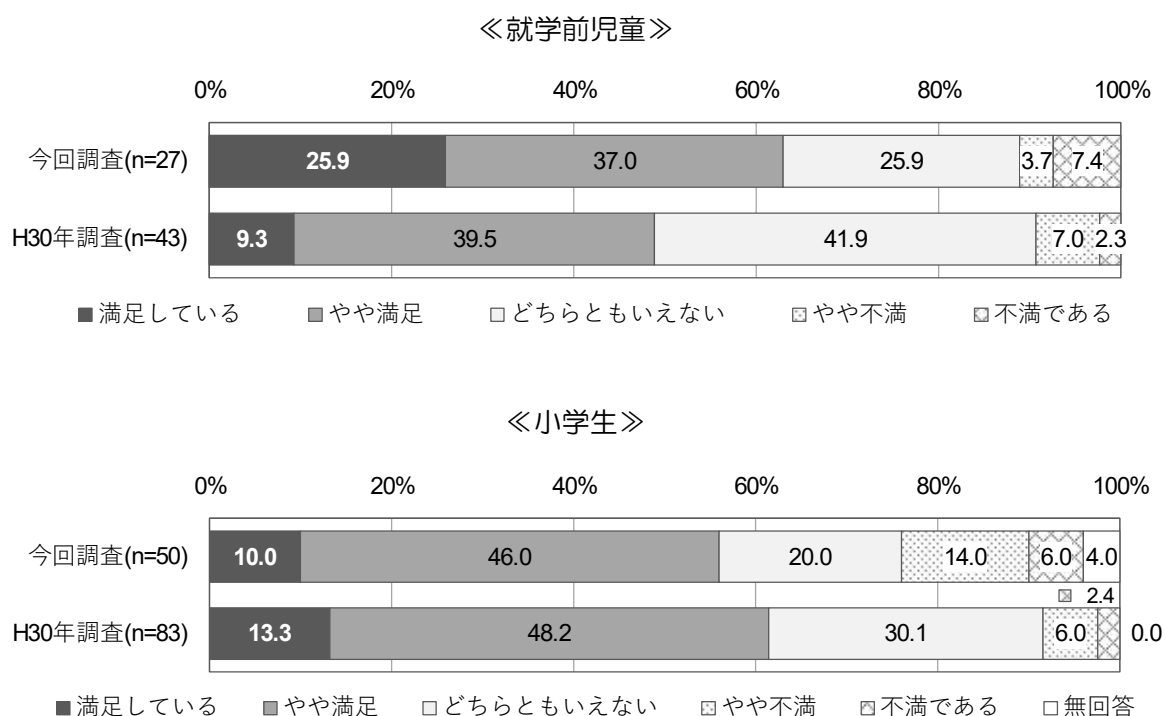
放課後に過ごさせたい場所は、「学童保育」が100.0%で最も多く、次いで「自宅」「祖父母、友人・知人宅」(ともに50.0%)が続いています。



(7) 妹背牛町の子育て環境や支援への満足度

就学前児童の保護者は、「満足している」「やや満足」の合計は62.9%で、H30年調査と比べると14.1ポイント増加しています。一方、「やや不満」「不満である」の合計は11.1%で、H30年調査と比べても大きな差異はみられません。

小学生の保護者は、「満足している」「やや満足」の合計は56.0%で、H30年調査と比べると、5.5ポイント減少しています。一方、「やや不満」「不満である」の合計は20.0%で、H30年調査と比べると、11.6ポイント増加しています。



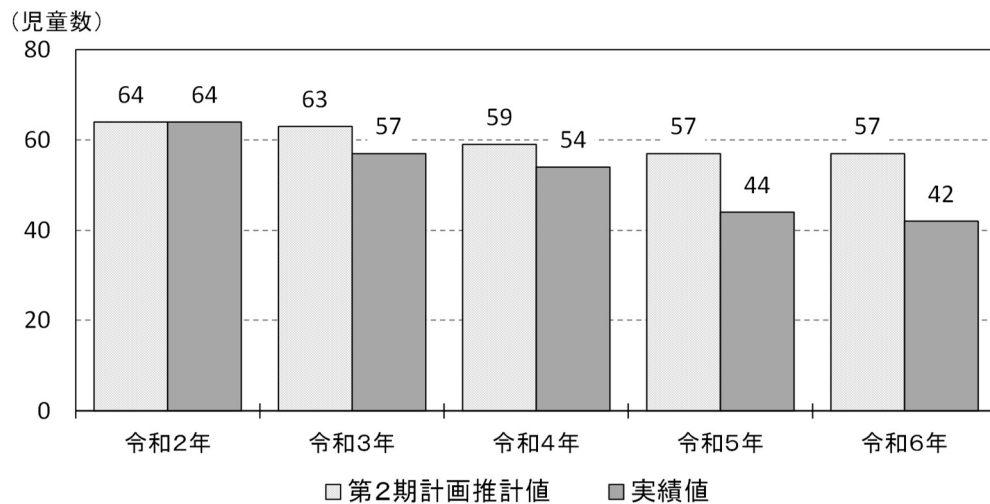
第3章 第2期計画の実施状況

1. 児童数の状況

第2期計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童数は令和3年から実績値が推計値を下回って推移しており、年がたつにつれて乖離は大きくなりました。

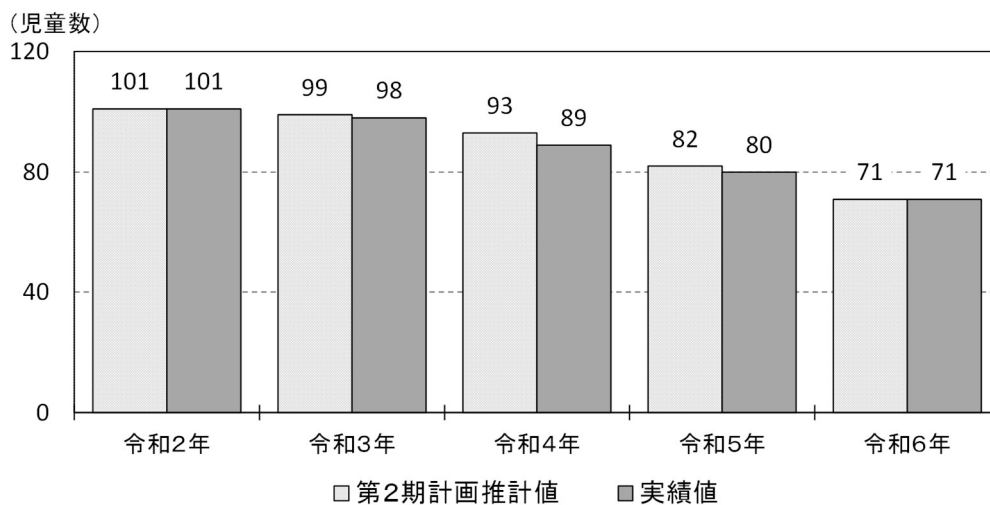
一方、小学生児童数の実績値はおおむね推計値と同等の人数で推移しました。

■就学前児童数の推移



※実績値：住民基本台業（各年4月1日現在）

■小学生児童数の推移



※実績値：住民基本台業（各年4月1日現在）

2. 教育・保育事業の状況

(1) 1号認定（3歳以上／教育）

1号認定（3歳以上で認定こども園の教育利用）の実績は、おおむね量の見込みを下回って推移しました。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	4	5	4	4	3
	確保提供数		11	12	11	11	10
実 績				4	1	1	2

※各年5月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育）

2号認定（3歳以上で認定こども園の保育利用）の実績は、おおむね量の見込みと同等の水準で推移しました。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	33	31	23	23	24
	確保提供数		41	41	41	41	41
実 績				31	32	25	25

※各年5月1日現在

(3) 3号認定（3歳未満／保育）

3号認定（3歳未満で認定こども園の保育利用）の実績は、量の見込みを上回る年度がありましたが、確保提供数を下回って推移したことから認定こども園での受け入れには問題ありませんでした。

①1・2歳児

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	9	10	13	14	13
	確保提供数		17	17	17	17	17
実 績			9	13	16	9	7

※各年5月1日現在

②0歳児

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	0	0	0	0	0
	確保提供数		2	2	2	2	2
実 績			1	1	0	0	1

※各年5月1日現在

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくり等の地域連携を行う「基本型」、母子保健に関する相談にも対応する「母子保健型」の3つの類型があります。

本町では基本型と母子保健型を2か所設置して、利用者の相談等に対応してきました。

■利用者支援事業の設置箇所数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画（量の見込み）	箇所	2	2	2	2	2
基本型・特定型		1	1	1	1	1
母子保健型		1	1	1	1	1
実績		2	2	2	2	2
基本型・特定型		1	1	1	1	1
母子保健型		1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では令和3年12月から「子育て世代交流施設 from☆Moko」の供用を開始し、地域子育て支援拠点事業を実施しています。

■地域子育て支援拠点事業の利用回数及び提供箇所数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人回	—	—	—	—
	確保提供数	箇所	0	0	0	0
実績	利用回数	人回	—	255	776	981
	提供箇所数	箇所	0	1	1	1

(3) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、本町に住所を有する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

当事業は令和4年度までは量の見込みを下回る実績でしたが、令和5年度以降の実績は量の見込みを上回って推移しました。

■妊婦健康診査事業の健康診査回数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画（量の見込み）	回	100	90	90	90	90
実績		67	81	33	91	—

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

出生数の減少により、当事業の実績は量の見込みを下回って推移しました。

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画（量の見込み）	件	11	10	10	10	10
実績		6	4	5	6	—

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■養育支援訪問事業の利用件数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画（量の見込み）	件	1	1	1	1	1
実績		0	0	0	0	0

(6) 一時預かり事業

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、認定こども園等で一時的に預かる事業です。

幼稚園型の一時預かりの利用実績は量の見込みを大きく上回りました。

幼稚園型以外の一時預かりの実績は令和2年度のみ量の見込みを上回りましたが、令和3年度以降は量の見込みを下回って推移しました。

■一時預かり（幼稚園型）の延べ利用人数

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	15	15	15	15	15
	確保提供数		15	15	15	15	15
実 績				77	322	141	157

■一時預かり（幼稚園型以外）の延べ利用人数

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	20	20	20	20	20
	確保提供数		20	20	20	20	20
実 績				35	18	1	5

（7）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により放課後に帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施します。

当事業は令和2年度の実績は量の見込みを下回っていましたが、令和3年度以降は徐々に増加し、令和6年度の実績は量の見込みを上回りました。

■放課後児童クラブの利用者数

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	30	30	30	30	30
	1年生		11	10	10	10	8
	2年生		5	11	10	7	10
	3年生		10	5	8	10	8
	4年生		4	4	2	3	4
	5年生		0	0	0	0	0
	6年生		0	0	0	0	0
	確保提供数		40	40	40	40	40
実 績	実 績		21	15	23	30	35
	1年生		3	6	7	10	7
	2年生		8	2	10	9	12
	3年生		6	6	4	9	9
	4年生		2	1	2	1	5
	5年生		2	0	0	1	2
	6年生		0	0	0	0	0

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業等、その他の社会の全ての分野において、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすることとされています。

本町では、家庭、学校のみならず各関係機関や地域の人々の理解を得て、子育てを地域で支えていく体制を構築し、子どもたちの笑顔と、全ての親が子育てに自信と喜びを得られることを目指し、次世代育成行動支援計画において基本理念を定めました。

本計画においても、次世代育成行動支援計画において定めた基本理念を継承し、各種施策に取り組みます。

手をつなぎ

基本理念

子どもと 親と 地域で

育てる 育つ まちづくり

本計画の推進を通じて、子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの人権と最善の利益が尊重されるよう、必要となる支援を等しく受けられる環境を整え、全ての子どもを支援する視点を持って取り組みます。

また、保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てをする上で、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

2. 計画の基本的な考え方

◇多様化するニーズへの対応

- ◆アンケート調査によると、就学前児童及び小学生の母親は90%以上が就労しており、母親の就労割合は5年前の調査と比べて高くなっています。
- ◆働く人の生活環境やライフスタイルに合わせて多様な働き方を選択できる社会の実現が求められており、保育ニーズの増加とともに多様化している状況です。
- ◆保育ニーズの多様化に適切に応えられるよう、町民のニーズに注視するとともに人口動向等や将来的なニーズも踏まえ、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の持続可能な供給体制を整備していきます。

◇妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援

- ◆核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立化し、育児に悩む人が少なくありません。特に、妊娠・出産・子育て期の家庭は産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育ての悩みを抱え、周囲の支援を必要としている場合があります。子育て家庭に適切な支援が届かないために孤立化し、痛ましい児童虐待に至ってしまうことも心配されます。
- ◆妊娠・出産・子育てへの支援を切れ目なく推進するため、令和7年度より子育て世代包括支援センターの機能と児童福祉機能を併せ持つ「こども家庭センター」を設置します。
- ◆「こども家庭センター」の設置により妊娠・出産・子育てで切れ目のない支援を実現するだけでなく、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備していきます。

◇子どもの視点に立った支援

- ◆子どもを多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性をみつめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、子どもが意見を表明する機会を確保しながら、「子どもの視点」に立って施策・事業の推進に取り組みます。

第5章 事業計画

1. 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援給付

子どものための現金給付	
児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
子どものための教育・保育給付	
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	
私学助成幼稚園の利用料や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化	
妊婦のための支援給付 【新規：令和7年4月1日施行】	
妊婦の認定時及び子どもの人数届出時に給付金を支給	
乳児等のための支援給付 【新規：令和8年4月1日施行】	
こども誰でも通園制度	

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業他 ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業） ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨時間外保育事業（延長保育事業） ⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業） ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務） ⑮児童育成支援拠点事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務） ⑯親子関係形成支援事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務） ⑰妊婦等包括相談支援事業 【新規：令和7年4月1日施行】（努力義務） ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規：令和7年4月1日施行】 ⑲産後ケア事業 【新規：令和7年4月1日施行】（努力義務）	
仕事・子育て両立支援事業	
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	
働き方等の多様化に対応した子育て支援事業 【新規：令和8年10月1日施行】	
1歳未満の子どもを養育する国民年金の被保険者に対する経済的支援	

（１）子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定子ども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育事業

（２）子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	- 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども - 別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定子ども園、幼稚園、特別支援学校 （満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
新3号認定	- 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども - 別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの - 保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

2. 教育・保育提供区域の設定

■教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

■本町は、各教育・保育提供施設の利用状況、町内の各教育・保育提供施設への距離、移動手段をみると、町内全体が1つの区域となっていることから、第2期計画の設定区域を踏襲し、教育・保育提供区域として1区域を設定します

(1) 教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	全町 （1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター） ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 （ショートステイ事業、トワイライトステイ事業） ⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨時間外保育事業（延長保育事業） ⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業） ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑫子育て世帯訪問支援事業 ⑬児童育成支援拠点事業 ⑭親子関係形成支援事業 ⑮妊婦等包括相談支援事業 ⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ⑰産後ケア事業	全町 （1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、1区域とします。

3. 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえてコーホート変化率法により算出しました。

■就学前児童数の推計値

	実績値	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	7	4	6	6	6	6
1歳	4	7	4	6	6	6
2歳	8	4	7	4	6	6
3歳	6	8	4	7	4	6
4歳	12	6	8	4	7	4
5歳	6	12	6	8	4	7
0～2歳	19	15	17	16	18	18
3～5歳	24	26	18	19	15	17
合 計	43	41	35	35	33	35

※実績値：住民基本台帳人口、推計値：コーホート変化率法に基づく推計

■小学生児童数の推計値

	実績値	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
6歳	11	6	12	6	8	4
7歳	13	11	6	12	6	8
8歳	14	13	11	6	12	6
9歳	11	14	13	11	6	12
10歳	13	11	14	13	11	6
11歳	10	13	11	14	13	11
6～8歳	38	30	29	24	26	18
9～11歳	34	38	38	38	30	29
合 計	72	68	67	62	56	47

※実績値：住民基本台帳人口、推計値：コーホート変化率法に基づく推計

4. 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

(1) 1号認定（3歳以上／教育）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	1	1	1	1	1
確保提供数②		5	5	5	5	5
過不足（②－①）		4	4	4	4	4

【確保の方策】

認定こども園妹背牛保育所での受け入れを確保方策とします。1号認定の利用定員やこれまでの受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(2) 2号認定（3歳以上／保育）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	25	17	18	14	16
確保提供数②		36	36	36	36	36
過不足（②－①）		11	19	18	22	20

【確保の方策】

認定こども園妹背牛保育所での受け入れを確保方策とします。2号認定の利用定員やこれまでの受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(3) 3号認定（3歳未満／保育）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	10	9	8	9	9
2歳児		4	4	2	3	3
1歳児		4	2	3	3	3
0歳児		2	3	3	3	3
確保提供数②		19	19	19	19	19
2歳児		11	11	11	11	11
1歳児		5	5	5	5	5
0歳児		3	3	3	3	3
過不足（②－①）		9	10	11	10	10

【確保の方策】

認定こども園妹背牛保育所での受け入れを確保方策とします。3号認定の利用定員やこれまでの受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター型」の3つの類型があり、令和7年度から伴走型相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業型」が追加されます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業		3	3	3	3	3
基本型・特定型		1	1	1	1	1
こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型		1	1	1	1	1
地域子育て相談機関		0	0	0	0	0

【確保の方策】

第2期計画で実施してきた基本型及び母子保健型の利用者支援事業を継続するとともに、令和7年度から新設される妊婦等包括相談支援事業型の利用者支援事業を新たに実施します。

(制度改正により令和7年度から母子保健型はこども家庭センター型に名称が変更されます。)

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	回	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保提供数	箇所	1	1	1	1	1

【確保の方策】

子育て世代交流施設 from☆Mokoでの受け入れを確保方策とします。これまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(3) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、本町に住所を有する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	回	84	84	84	84	84
確保提供数②		100	100	100	100	100
過不足(②-①)		16	16	16	16	16

【確保の方策】

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	件	6	6	6	6	6
確保提供数②		10	10	10	10	10
過不足(②-①)		4	4	4	4	4

【確保の方策】

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。新生児がいる全ての家庭の訪問を目指し、発育、発達状況の確認のほかに子育てについての情報提供を行います。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	件	1	1	1	1	1
確保提供数②		1	1	1	1	1
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

専門的内容に係る養育支援が必要な家庭に対し、保健師等の専門職が訪問して指導及び助言等を行います。なお、育児・家事援助支援は令和6年度から新設となった子育て世帯訪問支援事業として実施することとなっています。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、子どもを保護することで、子どもとその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【確保の方策】

本町では本事業を実施しておらず、今後のニーズや状況を勘案しながら必要に応じて検討を行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方策】

本町では本事業を実施しておらず、今後のニーズや状況を勘案しながら必要に応じて検討を行います。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

①一時預かり（幼稚園型）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	0	0	0	0	0
確保提供数②		0	0	0	0	0
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

②一時預かり（幼稚園型以外）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	10	10	10	10	10
確保提供数②		20	20	20	20	20
過不足（②－①）		10	10	10	10	10

【確保の方策】

認定こども園妹背牛保育所での受け入れを確保方策とします。これまでの受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園等において保育を実施する事業です。

【確保の方策】

ニーズ調査では利用希望の回答がありましたが、標準時間を超えての利用意向はないことから、今後のニーズや状況を勘案しながら必要に応じて検討を行います。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病気や病後回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な子どもを、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【確保の方策】

本町では本事業を実施しておらず、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じて検討を行います。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	32	32	29	26	23
1年生		5	9	5	6	4
2年生		7	5	9	5	6
3年生		11	7	5	9	5
4年生		6	8	7	3	6
5年生		3	3	3	3	2
6年生		0	0	0	0	0
確保提供数②		40	40	40	40	40
過不足（②－①）		8	8	11	14	17

【確保の方策】

現状の放課後児童クラブでの受け入れを確保方策とします。放課後児童クラブの定員やこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	1	1	1	1	1
確保提供数②		3	3	3	3	3
過不足(②-①)		2	2	2	2	2

【確保の方策】

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。乳児家庭全戸訪問事業や関係機関と連携し、養育について支援が必要な家庭に、保健師等の訪問による支援を実施し、安定した子どもの養育を支援します。

(13) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、子どもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

また、子ども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の子どもの状況に応じた支援を包括的に提供します。

【確保の方策】

当事業は、重層的支援体制整備事業で実施している居場所づくりや学習サポート等の継続により提供体制を確保します。

(14) 親子関係形成支援事業【新規】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

【確保の方策】

当事業の対象となるケースは稀であることから量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭を把握した場合には個別に対応を行います。

(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	回	18	18	18	18	18
確保提供数②		30	30	30	30	30
過不足(②-①)		12	12	12	12	12

【確保の方策】

保健師が妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じられる体制を維持し、伴走型の相談支援を行います。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育園などの従来の利用要件を緩和し、親が就労していない場合でも保育園や認定こども園、幼稚園などで時間単位に子どもを預けられる制度です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	0	3	3	3	3
0歳		0	1	1	1	1
1歳		0	1	1	1	1
2歳		0	1	1	1	1
確保提供数②		0	3	3	3	3
0歳		0	1	1	1	1
1歳		0	1	1	1	1
2歳		0	1	1	1	1
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

令和7年度に当事業の方向性の検討及び事業実施準備を進め、令和8年度から当事業を開始する予定です。

(17) 産後ケア事業【新規】

産後も安心して子育てができるように、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	29	32	37	42	47
通所型		22	25	30	35	40
訪問型		7	7	7	7	7
確保提供数②		50	50	50	50	50
通所型		40	40	40	40	40
訪問型		10	10	10	10	10
過不足（②－①）		21	18	13	8	3

【確保の方策】

今後、手厚い産後支援の体制を構築するため、広域実施に向けて検討していきます。

6. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成する上で基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及

認定子ども園は、保護者の就労状況等に関わらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取組が進められています。

本町では平成25年度開設した認定子ども園が1園設置されており、今後もこの体制を継続します。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

認定子ども園及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、認定子ども園と小学校との連携を推進します。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

(2) 北海道との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について北海道との連携を図ります。

また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

8. その他の推進事業

(1) 子育て家庭への支援

子育て世代の経済的な負担を軽減し、安全・安心に子育てができるよう、様々な助成を実施し負担の軽減を図ります。

事業	内容	担当
ようこそ赤ちゃん助成金事業	誕生祝金の支給（第1子・2子は20万円、第3子以降は30万円）、並びに産科婦人科領域の診療等を行う医療機関における健康診査等の費用や通院にかかる交通費を助成します。 （産前14回、出産時1回、産後2回/1回2,000円）	健康福祉課 健康G
妊婦のための支援給付事業 （伴走型相談支援事業）	妊婦・子育て世帯が安心して子育てができるよう経済的支援（妊娠届出をした妊婦に5万円、子どもの人数届出児1名に対し5万円）及び、伴走的に個々に応じた相談や情報を提供します。	健康福祉課 健康G
児童手当	法令に基づき高校生年代までの児童を養育している方に、児童手当を支給します。	健康福祉課 福祉G
子育て支援水道料金助成	中学校までの子どもを養育している世帯へ、水道料金の一部を助成します。（月額：1,500円）	健康福祉課 福祉G
保育料の無償化	令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、3歳から5歳児の保育料を無料としています。 さらに、令和2年度から子育て支援の一環として、3歳未満児の保育料を無料としています。 また、副食費も令和2年度から無料となりました。	健康福祉課 保育G
子育てのための施設等利用給付	幼稚園を利用している子どもの保護者に対し、利用料の無償化及び一部助成をします。（上限額有）	健康福祉課 福祉G
乳幼児等医療費助成	高校生まで医療費を全額助成します。	住民課 保険G
学校給食費助成	町内の小・中学校に通学している生徒の保護者へ、給食費の全額を助成します。	教育委員会 学校教育G
高校通学費等支援	20歳未満の高校生がいる保護者へ、月額2,500円の商品券を交付します。	企画振興課 企画振興G
引越し費用支援	新築・中古住宅の取得や民間賃貸住宅に入居するために転入し、5年以上本町に定住する者へ次の商品券を交付します。 ①単身世帯：5万円 ②夫婦等世帯：8万円 ③子育て世帯：10万円	企画振興課 企画振興G
民間賃貸住宅等家賃支援	民間賃貸住宅に入居し、5年以上本町に定住する者へ助成します。（一部商品券で交付） ①単身世帯：月額10千円 ②夫婦等世帯：20千円 ③子育て世帯：月額25千円 最大60か月	企画振興課 企画振興G

事 業	内 容	担 当
住宅新築支援事業	新築住宅の建設費用に対して1/5以内で町内業者は上限額200万円、町外業者の場合は上限額100万円助成します。 さらに18歳未満の子ども1人につき20万円追加。 加えて、新規移住者の場合は20万円追加します。 (助成額は全て商品券での交付)	企画振興課 企画振興G
就学資金貸付	高等学校以上の学校に在学または入学予定の者へ学費の貸与をします。(無利息)	教育委員会 学校教育G
就学援助	小・中学校の就学にあたり、収入が一定の基準以下などで経済的理由により困難な保護者に対し、学用品費・給食費・修学旅行費などの援助をします。	教育委員会 学校教育G
チャイルドシート無料貸出	チャイルドシート・ジュニアシートを無料で貸し出します。	健康福祉課 福祉G

(2) 母子保健事業

子どもを安心して産み育て、子どもが健やかに育つことができるよう各種保健事業を提供します。

事 業	内 容	担 当
もせっこ母子手帳＋ (プラス)	母子健康手帳に追加して、子どもの成長発達過程について記録したファイルを作成し、家庭と認定こども園・幼稚園・学校・関係機関などが連携して子どもの育ちや学びを支えています。	健康福祉課 健康G
妊産婦健康診査費用助成	妊産婦健康診査の健診費用の助成(妊婦一般健診14回分、超音波検査14回分、産後健診2回分)を行い、定期的な健診で異常の早期発見と適切な対処ができるよう支援します。	健康福祉課 健康G
マタニティのつどい	妊婦が安心して出産、育児に臨めるよう、また町内の妊婦が交流できるよう支援します。	健康福祉課 健康G
妊産婦・新生児・幼児訪問	妊婦が安心して出産・育児に臨めるよう、また、親が安心して育児を行い、子どもが健やかに成長発達できるように家庭訪問による支援を行います。	健康福祉課 健康G
乳児1か月健康診査	乳児1か月健康診査の健診費用を助成し、異常の早期発見と適切な対処ができるよう支援していきます。	健康福祉課 健康G
乳幼児健康相談	乳幼児の発達の確認と異常の早期発見を行います。	健康福祉課 健康G
乳幼児健診	異常を早期に発見し、また育児指導により母の育児不安の軽減や子どもの健やかな成長を促すことで、子どもの心身の健康を保持します。	健康福祉課 健康G
4歳児健康診査、 5歳児健康診査	軽度発達障がい等の早期発見と基本的な生活習慣について指導を行うため、年に2回、4・5歳児健診を実施します。	健康福祉課 健康G

事 業	内 容	担 当
妊婦・幼児歯科検診	妊娠中の口腔内異常の早期発見を行い、妊娠中から子どもの歯科保健について考える機会を提供します。 保護者が子どもの口腔の状態を把握し、虫歯予防の方法を理解し実践できるようにします。 今後は、妊婦歯科検診の個別検診も視野にいれ、妊婦にとって受診しやすい体制づくりを推進します。	健康福祉課 健康G
フッ素塗布・洗口	フッ素の塗布、洗口により虫歯を予防します。	健康福祉課 健康G
離乳食教室	発育に応じた離乳食を与えることで、バランスのとれた栄養の確保、味覚形成ができ、偏食のない幼児食への移行が図られるように支援します。	健康福祉課 健康G
子育て教室	保育所で実施している遊びの教室に月に1回栄養士等が出向き、食生活の講話や健康おやつを試食等を実施します。	健康福祉課 健康G
予防接種費用助成事業	感染症による重篤な健康被害を予防するため、予防接種にかかる費用の全額または一部を助成します。	健康福祉課 健康G
産後ケア事業	深川市立病院の助産師が、産後のお母さんの体調管理や育児サポートのため、通所（深川市立病院）及び訪問（保健師の新生児訪問に同行）による相談支援を行います。 今後は、深川市立病院と北空知1市4町により実施体制の拡充について検討します。	健康福祉課 健康G
新生児聴覚検査事業	新生児の聴覚障がい早期発見・早期療育を図り、聴覚障がいによる音声言語発達への影響を最小限に抑えられるよう支援します。	健康福祉課 健康G
不妊治療費助成事業	不妊治療に要する費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課 健康G
思春期保健講座	思春期の子どもたちが「生・性」の尊さを実感できるよう支援します。	健康福祉課 健康G

(3) 母子家庭・父子家庭の自立支援

ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいた支援を行います。

事業	内容	担当
児童扶養手当	ひとり親により児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉増進を図ることを目的として、北海道が手当を支給します。	健康福祉課 福祉G
ひとり親家庭等医療費助成	母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成します。	住民課 保険G
母子・父子・寡婦福祉資金	母子・父子家庭や寡婦の方に、経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、低利子または無利子で目的に応じて各種資金を貸し付けます。	健康福祉課 福祉G

(4) 支援を必要とする子どもなどへの支援

発達に心配のある子どもや障がいのある子どもは、それぞれの状態に合わせた支援が必要であると同時に、それぞれの家庭に向けた支援も不可欠であるため、状況に応じた指導や支援を行います。

事業	内容	担当
子どもの権利の普及啓発	子どもの権利条約やこども基本法など子どもの権利に関する情報をパンフレット等様々な手法を用いて子どもや大人への広報・啓発を行います。	健康福祉課 福祉G
相談体制の整備	深川市療育センター、岩見沢児童相談所、医療機関等との連携・調整を図りながら、相談体制の整備に努めます。	健康福祉課 健康G
養育者支援保健医療連携システム事業	医療機関との連携により、養育支援を必要としている家庭を把握し、早期に適切な支援を行います。	健康福祉課 健康G
子育て世帯訪問支援事業	家事や育児等支援が特に必要と判断した家庭に、保健師や訪問支援員等が訪問し、養育に関する助言や支援を行います。	健康福祉課 福祉G
児童相談所巡回相談	保健センターにて年に数回、児童福祉司による発達や関わり方についての相談、判定員による心理検査などを行います。	健康福祉課 健康G
在宅障がい児通所支援利用者負担助成	障がい児福祉サービス等を利用する障がい児の保護者に対し、その利用者負担額や町外施設通所交通費の一部を助成します。	健康福祉課 福祉G
特別児童扶養手当	重度若しくは中度の障がいの状態にある20歳未満の児童を監護または養育している方を対象に、北海道が手当を支給します。	健康福祉課 福祉G
障害児福祉手当	精神または身体の重度の障がいのため、常時介護を必要とする児童に北海道が手当を支給します。	健康福祉課 福祉G
特別支援教育連携協議会及び調査専門部会の設置	特別な教育的支援を必要とする乳幼児・児童・生徒に対し、教育・福祉・医療等の関係機関が連携し、適切な支援を行います。	教育委員会 学校教育G

事 業	内 容	担 当
要保護児童対策地域協議会	町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて協議会等を開催し、警察や児童相談所等関係機関との連携により虐待の防止や早期解決を図ります。 必要に応じて個別ケース検討会議を今後も継続するほか、関係機関の連携を通じてより適切な支援にあたっていくため、実務者会議の開催を検討します。	健康福祉課 福祉G
虐待予防マネジメントシステム事業	妊娠期、産褥期、育児期にチェックリストを利用して、養育者の不安や負担感等について把握し、必要な支援を行うことで、虐待の未然防止に努めます。	健康福祉課 健康G
子どもの貧困対策	各種助成制度により生活に困窮している子育て世帯の支援を図るとともに、子どもの学習支援や居場所づくり等を通じて子どもの貧困対策を推進します。	健康福祉課 福祉G
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーに関して広く町民に周知を図ります。 また、ヤングケアラーに該当する児童・生徒を把握した場合には相談支援を実施するとともに、必要に応じて福祉サービスや関係機関につなぎます。	健康福祉課 福祉G

(5) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

児童・生徒が心身ともに健全で安全な生活が送れるよう、効果的な事業に取り組むとともに、関係機関の協力を得ながら、教育環境の整備に努めます。

事 業	内 容	担 当
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない包括的な支援を行い、母子保健や育児に関する様々な悩み等にきめ細やかに対応していきます。	健康福祉課 保育G
こども家庭センター	子育て世代包括支援センターの機能と児童福祉に関する機能を統合し、包括的な支援を実施する「こども家庭センター」を設置します。	健康福祉課 健康G 福祉G
子育て世代交流施設 from☆Moko	火・水・金・第2第4土曜日に開所し、子育て世帯が集い交流できる場を提供しています。 スタッフを2名以上配置し、気軽に子育ての相談ができる場にもなっています。	健康福祉課 健康G
スクールカウンセラーの配置	学校現場で、児童・生徒や保護者の心のケアや支援をするほか、教員への指導や心のケアを行うために配置します。	教育委員会 学校教育G
A L T（外国語指導助手）の配置	外国語の語学力向上及び国際時代に対応できる児童・生徒の育成を行うために配置します。	教育委員会 学校教育G
学習支援員の配置	児童・生徒の基礎学力向上を図るため、小・中学校に学校教諭資格を有する学習支援員を配置します。	教育委員会 学校教育G
地域教育推進専門員の配置	小中学校及び地域における教育活動の推進と充実を図るため、教育委員会に専門員を配置します。	教育委員会 学校教育G

事業	内容	担当
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置	保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進することで、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成の充実を図ります。	教育委員会 社会教育G
公設民営塾の設置	児童・生徒の学力向上に資するため、公設民営塾を設置します。	教育委員会 社会教育G
子どもの居場所づくり支援事業	不登校等（予備群含む）の子どもに対して、学習のサポートや、学校内外での活動参加に向けてのサポートを行います。	健康福祉課 健康G
子育て未来塾	親子のふれあいや共通の達成感を味わう機会を提供し、親子の絆を深めるための支援をします。	教育委員会 社会教育G
ブックスタート	新生児に絵本を贈呈し、新しい命の誕生を祝うとともに幼い頃から絵本に触れることで感受性を育みます。	教育委員会 社会教育G
赤ちゃんふれ愛ブック	図書室に絵本を常設し、貸し出します。絵本を通して赤ちゃんの心と保護者の心を通わすとともに赤ちゃんの頃から絵本に触れる機会を支援します。	教育委員会 社会教育G
子育てサークル支援	サークル活動のための場の提供や活動費の助成（社会福祉協議会）などを行っています。	健康福祉課 健康G 社会福祉協議会
通学路安全推進会議	小中学校における通学路の交通安全の確保を図ります。	教育委員会 学校教育G
交通安全教室等の開催	警察等と連携し、交通安全教室等を通じて園児・児童・生徒に対する交通安全指導の充実を図ります。 【認定こども園】講話・紙芝居・歩行訓練など 【小学校】青空教室・講話・実技指導・ポスターコンクールへの作品応募など 【中学校】講話・交通安全標語の作成・ポスターコンクールへの作品応募など	総務課 総務G
地域見守り隊	民生委員児童委員が、子どもの登下校の安全確保のためパトロール活動を行っています。	健康福祉課 福祉G
学校体育文化活動参加経費助成	町内の中学校に在籍する生徒の体育文化活動の振興を図るため、大会参加経費の一部を助成します。	教育委員会 学校教育G
いじめ防止対策の推進	学校・地域・行政の連携を通じて迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが発生しない地域づくりを推進します。	教育委員会 学校教育G
情報機器の適切な利用の周知・啓発	スマートフォンやタブレット、ゲーム機などの情報機器に関して、適切な利用方法を周知・啓発します。 また、SNSやインターネットにおける児童・生徒のいじめや犯罪等のトラブルが発生しないよう、SNSの活用マナーやICTのリテラシー教育を推進します。	教育委員会 学校教育G

第6章 計画の推進

1. 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、妹背牛町子ども・子育て会議に意見をうかがい、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、妹背牛町子ども・子育て会議に意見聴取の上、見直しを行うことができることとします。

(2) 計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

2. 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

計画の推進にあたっては、庁内の保健・福祉・医療・教育等による連携・共働を図って推進します。

(2) 人材の確保と資質の向上

子育てに関するニーズに応え、きめ細かな子育てサービスを提供するために、保育士、保健師及び栄養士の確保に努め、研修などにより資質・技能の向上を図ります。

(3) 保健・医療・福祉・教育の連携

子育て支援施策の推進を、全ての町民、全ての企業の参加・協力の下で取り組むために、保健・医療・福祉・教育などの機関・団体との連携や調整により、子育て支援に関する情報収集と提供に努め、協力体制を確立します。

また、国や北海道の施策を取り入れて推進することとし、施策の充実を図るよう要望します。

(4) 近隣市町村等との連携

広域利用の観点からも情報の共有に努め、近隣市町村等との協調・連携を図っていきます。

(5) 町民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、町民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識をもって主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、町外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

資料編

妹背牛町子ども・子育て会議設置要綱

（目的）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、妹背牛町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

（1） 法第77条第1項各号に規定する事務に関する事項

（2） 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

（組織）

第3条 会議は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、子育て支援関係者等のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。

4 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第4条 会議において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は町長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を統括し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

（事務局）

第7条 会議の事務局は、妹背牛町健康福祉課に置き、その庶務を行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会議においてこれを定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

妹背牛町子ども・子育て会議委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
妹背牛町議会総務厚生常任委員会	委員長	成 瀬 勝 幸	会 長
妹背牛小学校	校 長	戸 澤 法 史	
妹背牛町社会教育委員会	委員長	北 畑 和 男	
妹背牛町人権擁護委員	委 員	西 村 昇 一	副会長
妹背牛小学校PTA	会 長	中 山 雄 二	
妹背牛町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	西 山 明 美	
妹背牛町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	木 山 ひとみ	
認定こども園妹背牛保育所	保護者代表	岸 上 紗 紀	(臨時委員)
妹背牛町学童保育	保護者代表	渡 辺 直 子	(臨時委員)

妹背牛町子ども・子育て会議事務局

所 属	職 名	氏 名	備 考
健康福祉課	課 長	愛 山 智 弘	
健康福祉課 福祉グループ	主 幹	城 宝 勝 己	
健康福祉課 健康グループ	主 幹	渡 邊 みゆき	
健康福祉課 保育グループ	主 幹	北 口 幸 恵	
教育委員会 学校教育グループ	主 幹	下 谷 順	

計画策定の経過

年月日	会議名等
令和6年3月	「第3期妹背牛町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査
令和6年10月1日（火）	令和6年度 第1回妹背牛町子ども・子育て会議 ○計画策定の概要について ○アンケート調査結果について
令和7年1月28日（火）	令和6年度 第2回妹背牛町子ども・子育て会議 ○第3期妹背牛町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和7年2月7日（金） ～令和7年2月21日（金）	パブリックコメント（町民意見の募集）

第3期妹背牛町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

編集・発行 妹背牛町 健康福祉課 福祉グループ

〒079-0592 妹背牛町字妹背牛5200番地

電話 0164-32-2413 Fax 0164-32-9037